

条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

「第四款 運営

目次中「第四款 運営に関する基準（第十条―第四十四条）」を 第四款の二
に関する基準（第十条―第四十四条）」を

共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十四条の二―第四
十四条の四）」

「第四款 運営に関する基準（第
四款の二 共生型障害福祉サ
八十四条―第九十五条）」

―ビスに関する基準（第九十五条の二―第九
― 第四款 運営に関する基準（第

「第四款 運営に関する基準（第百三条―第百十
百三条―第百十条）」を 第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準（第
条の四）」

百十条の二―第百十
― 第四款 運営に関する基準（第百四十六条―第百四十

「第四款 運営に関する基準（第百四十六条―第百四十九
九条）」を 第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百四十九条の
百四十九条の四）」

「第

二―第
― 第四款 運営に関する基準（第百五十六条―第百五十九条）」を 第

四款 運営に関する基準（第一百五十六条―第一百五十九条）

四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準（第一百五十九条の二―第一に、「第

百五十九条の四）

「百六十八条」を「第六十六条の二」に、「第五款 基準該当福祉サービスに関

「第五款 基準該当障害福祉サ―

四条）

第十二節の二 就労定着支援

第一款 基本方針（第九十四

第二款 人員に関する基準（第

第三款 設備に関する基準（第

第四款 運営に関する基準（第

第十二節の三 自立生活援助

第一款 基本方針（第九十四

第二款 人員に関する基準（第

第三款 設備に関する基準（第

第四款 運営に関する基準（第

ビスに関する基準（第九十一条―第九十

条の二）

第九十四条の三・第九十四条の四）

第九十四条の五）

第九十四条の六―第九十四条の十二）

に、「第四款 運営に関する基準（第

条の十三）

第九十四条の十四・第九十四条の十五）

第九十四条の十六）

第九十四条の十七―第九十四条の二十）」

「第四款 運営に関する基準（第九十八条の

第四款の二 日中サービス支援型指定共生

人員、設備及び運営に関する基

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第二

二）

第九十八条の二―第二百一条）」を

第二目 人員に関する基準（第二百一条の

第三目 設備に関する基準（第二百一条の二）
第四目 運営に関する基準（第二百一条の二）

二―第二百一条）

活援助の事業の基本方針並びに

準

百一条の二・第二百一条の二の

に、「第二百一条の二」を「第二百一条の二の十

二の三・第二百一条の二の四）

二の五）

二の六―第二百一条の二の十）」

一」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（第四十四条の四において「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。第九十五条の三及び第一百十条の二において「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第四十三条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十四条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（次条において「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第四十三条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第四十四条の四 第五条（第三項及び第四項を除く。）、第六条、第七条及び前款（第四十四条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条中「同条」とあるのは「省令第四十三条の四において準用する省令第五条第二項及び第三項」と、第七条中「第六条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第六条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第十一条」

と、第二十八条中「第二十七条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第二十七条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

第四十九条中「前款」を「第四款」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三章第四節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第九十五条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下この款において「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条及び第二百二条において「指定通所支援基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第九十五条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。次条及び第九十七条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第四百九条の二及び第五百九条の二において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の三に規定する基準の例によることとする。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第九十五条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者

（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」（第百十条の三、第百四十九条の三及び第百五十九条の三において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第九十三条の四に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第九十五条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条及び前款（第九十五条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第七十三条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第七十九条」と、第八十五条中「第八十三条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第八十三条」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第八十五条」と読み替えるものとする。

第九十七条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」及び「同令」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第三章第五節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第一百十条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(次条及び第一百十条の四において「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第二百一十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第二百一十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第二百二十五条の二に規定する基準の例によることとする。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第一百十条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第二百二十五条の三に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第一百十条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十七条から第四十三条まで、第五十二条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十九条、第九十二条から第九十四条まで、第九十九条及び前款(第九十九条及び第一百十条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百五条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百一十五条の四において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第七十三条」と読み替えるものとする。

第二百一十一条中「第二百二十五条の二」を「第二百二十五条の五」に改める。

第二百一十条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第二百一十一条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この条において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、

同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第四百二十二条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第四百九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第三章第八節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第四百九条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第四百九条の四において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六十二条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第四百九条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六十二条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第四百九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百二十二条、第四百二十五条及び前款（第四百九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第七十三条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第七十九条」と、第九

四十七条中「第六十条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第五十二条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第五十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第三章第九節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十九条の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第五十九条の四において「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第七十一条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第五十九条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第七十一条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百七条、第四百八条、第四百九条、第五百五条及び前款（第五百九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第十一条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第四十条」と、第五十二条中「第五十一条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第五十一条」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第七十三条」と、第八十一条中「第七十九条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第七十九条」と、第四百七条中「第六十条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第三章第十節第四款中第六十八条の前に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第六十七條の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第七十二條中「第八十六條」の下に、「第八十七條、第八十八條」を加える。

第三章第十二節の次に次の二節を加える。

第十二節の二 就労定着支援

第一款 基本方針

第九十四條の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第六條の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第六條の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものではない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十四條の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下この節において「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（第九十四條の十において「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百六條の三に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第九十四條の四 第五十二條の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第五十二條中「第五十一條」とあるのは、「第二百六條の四において準用する省令第五十一條」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十四條の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四款 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第九十四條の六 サービス管理責任者は、第九十四條の十二において準用する第六十條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第九十四条の七 実施主体に係る基準は、省令第二百六条の七に規定する基準の例によることとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十四条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第九十四条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第九十四条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九十四条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第二十条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 次条において読み替えて準用する第六十条第一項に規定する就労定着支援計画

三 次条において準用する第三十条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第二百六条の十二において準用する省令第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する第二十二条第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と

読み替えるものとする。

第十二節の三 自立生活援助

第一款 基本方針

第九十四条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（第九十四条の十八及び第九十四条の十九において「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百六条の十四に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第九十四条の十五 第五十二条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「第五十一条」とあるのは、「第二百六条の十五において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

（準用）

第九十四条の十六 第九十四条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四款 運営に関する基準

（実施主体）

第九十四条の十七 実施主体に係る基準は、省令第二百六条の十七に規定する基準の例によることとする。

（定期的な訪問による支援）

第九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域

における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第九十九条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第九十九条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九十九条の六、第九十九条の十及び第九十九条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十九条の二十において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十九条の二十において準用する第二十二條第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十九条の二十において準用する次条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第九十九条の六中「第九十九条の十二」とあるのは「第九十九条の二十」と、第九十九条の十一第二項第一号から第四号までの規定中「次条」とあるのは「第九十九条の二十」と読み替えるものとする。

第九十九条中「第二百一条の二」を「第二百一条の二の十一」に改める。

第二百一条の二中「前各款」を「第一款から第四款まで」に改め、同条を第二百一条の二の十一とする。

第三章第十三節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並

びに人員、設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第二百一条の二 前各款の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下この款において同じ。)の事業を行う者(以下この款において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

(基本方針)

第二百一条の二の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二目 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百一条の二の三 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(第二百一条の二の五において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百十三条の四に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第二百一条の二の四 第九十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九十七条中「第二百九条」とあるのは、「第二百十三条の五において準用する省令第二百九条」と読み替えるものとする。

第三目 設備に関する基準

(設備)

第二百一条の二の五 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備に係る基準は、省令第二百十三条の六に規定する基準の例によることとする。

第四目 運営に関する基準

(実施主体)

第二百一条の二の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十九条に規定する指定短期入所（第九十九条第一号に規定する併設事業所又は同条第三号に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第二百一条の二の七 介護及び家事等に係る基準は、省令第二百十三条の八に規定する基準の例によることとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

第二百一条の二の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第二百一条の二の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第一百五十七条の二、第九十八

条の二から第九十八条の六まで及び第九十九条の三から第二百条の四までの規定は、日中サービスマ支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第四十条」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマ支援型共同生活援助計画」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条」とあるのは「第二百一条の二の十において読み替えて準用する第六十条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマ支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八条の五第一項及び第九十八条の六第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の二の十」と読み替えるものとする。

第二百一条の四中「第二百十三条の四」を「第二百十三条の十四」に改める。

第二百一条の五中「第二百十三条の五」を「第二百十三条の十五」に改める。

第二百一条の六中「第二百十三条の六」を「第二百十三条の十六」に改める。

第二百一条の七中「第二百十三条の七」を「第二百十三条の十七」に改める。
第二百一条の十二中「第二百十三条の十二」を「第二百十三条の二十二」に改める。

第二百二条中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）」及び「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

第二百十四条を次のように改める。

第二百十四条 削除

第二百十八条を次のように改める。

第二百十八条 削除

第二百十二条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第三百十二条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三百十九条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第三百二十三条中「第三百十三条」を「第三百十二条の二」に改める。

第三百二十四条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第三百二十八条中「第三百十三条」を「第三百十二条の二」に改める。

第三百三十二条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第三百三十二条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第三百三十七条中「第三百十一条」の下に「、第三百十二条、第三百十三条」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。